

奈良朝時代東國方言の成立について(下)

福田, 良輔

<https://doi.org/10.15017/2332954>

出版情報 : 文學研究. 40, pp.143-160, 1950-11-10. 九州文学会
バージョン :
権利関係 :



奈良朝時代東國方言の成立について（下）

福田良輔

一五

少し逆もどりの嫌ひはあるが、次の事を考へてみる。奈良朝時代までは、中央の大和地方の言語において、多少の例外はあるが、甲乙兩類の仮字の区別が認められる諸音にして、万葉集卷二十の防人歌においては、例外といふには余りに多数に上る甲乙兩類の混用の事實は、何に起因するのであらうか。

先づ、防人歌の表記者が甲乙兩類の区別を表記し得るだけの漢字音に対する知識を缺いてゐたといふことも、一応混用の理由として假定される。しかし、この假定は成立たない。防人歌の表記者に目される者は、遠江・相模・駿河・上総・常陸・下野・下総・信濃・上野等の防人歌の左註の趣によれば、それぞれの国の防人部領使に求めることが、最も確かであらう。それぞれの国の防人部領使が兵部省に進上したものを、兵部大輔の相伴宿禰家持が書写に際し用字を改めたとも考へられない。信濃の防人歌の左註に

二月二十二日信濃国防人部領使、上道得_レ病不来。進歌数十二首。但拙劣歌者不_レ取_二載_一之。

とあるのは、道に病を得て上京しなかつた防人部領使が、みづから書記した歌を同行者に托して、兵部省に進上したものと見られる。しかして、諸国の防人部領使は、信濃国のそれが氏姓名を記されてゐないほかは、

遠江 史生坂本朝臣人上、相模 守從五位下藤原宿奈麿、駿河 守從五位下布勢朝臣人主、上総 少目從七位下茨田連沙彌麿、常陸 大目正七位上息長真人国島、下野 正六位上田口朝臣大戸、下総 少目從七位下縣犬養宿禰淨人、上野 大目正六位下上柄野君駿河、武藏 掾正六位上安曇宿禰三国、

とあるが、これら防人部領使の官位から推して、これらの人が甲乙兩類の仮字の区別の書き別けができないほど、漢字音の知識に乏しかつたとは思へない。奈良朝の中期頃に成つたと思はれる出雲・常陸・播磨・肥前の諸風土記中、常陸を除く他の三つの風土記においては、甲乙兩類の仮字の区別がかなり嚴重に守られてゐる。出雲風土記だけは各郡の記事の記録者の姓氏名が末尾に記されてゐるが、それらの記録者の官位は、諸国の防人部領使の官位にはやや劣つてゐるやうである。しかるに、常陸以外の風土記には、右の如く甲乙兩類の仮字の区別が嚴存してゐる。出雲風土記の記録者より上位に属する防人歌を記した諸国の部領使が、甲乙兩類の仮字を書き分け得ないほど漢字音の知識に乏しかつたとは考へられない。してみると、防人歌は東国地方の音声言語に基づいて表記したものであり、甲乙兩類の音の区別が混乱してゐたといふことになる。なほ、前記四つの風土記中、常陸風土記に限つて甲乙兩類の仮字の混用が見られることについては、後に触れることとする。

東国に方言的音韻現象が存在してゐた事実を、なほ一層端的に表明する現象は、中央語における $i(i) \cdot e(\ddot{e}) \cdot a(o)(\ddot{o}) \cdot u$ が、東国語では、甲乙兩母音間の異同ではなくて、基本的に別種の母音に代つてゐるものがあることである。例へば、中央語の i が東国語では $e \cdot \ddot{e} \cdot u$ に、また中央語の e が、東国語では $i \cdot i \cdot \ddot{o} \cdot a$ に代るといふやうに、中央語の母音が基本的に別種の母音に代る型に二十五通りある。(文学研究第三十八輯、一七六・七頁)

参照)殊にeがaとなる現象(文学研究第三十八輯、一六三・四頁参照)は、有坂秀世博士がすでに指摘されてゐるやうに、乙類のケ・ゲ・戸・メのëとaとの母音交替とは全く無関係と思はれるのであつて、東国方言の著しい現象である。国語において甲乙兩類の混用以外の母音転化のこのやうな現象は、甲乙兩類の母音の区別を表記し得ない、またはその区別に気づかない人にも表記し得るのであつてみれば、このやうな現象が東国方言に存在してゐた事が認められる。

また、中央語音のi・i・e・ë・o・ö等が、防人歌において $i \uparrow \downarrow i$ 、 $e \uparrow \downarrow ë$ 、 $o \uparrow \downarrow ö$ となつてゐるものがあるが、このやうな現象は遠江・駿河等の国では遠江に $ë \downarrow e$ の例が一例あるだけであつて、坂東諸国と信濃とに著しい現象であつて、遠江・駿河に近い相模・武藏は、実例に徴しても歌数との比率からいつても、坂東諸国のうちでは最も少なく、上総を最高とし、隣接の常陸・下総と下野がこれに次ぎ、上野・信濃等に見られ(第三十八輯、一七六頁の表参照)、そこに同じ東国といつても、いろいろな外的條件の影響を受けて成立した各地方の方言的差異や、各地方の方言相互間のつながら、または影響といつたものが看取されるのであるが、それは、それぞれの国の防人部領使が、防人達の歌の言語音をかなり忠実に表記した事の現れと見るよりほかはあるまい。

このやうに言語音を忠実に表記した防人歌は、その表記者を異にしてはゐるが、いづれも天平勝宝七年頃の東国諸国における同時的言語状態である。この点においても、万葉卷十四の東歌が、その採集に時間的差異のある事が推定されてゐるのとは異なつて、防人歌の方は、天平勝宝七年始め頃の東国におけるそれぞれの完全な同時的方言状態であつて、各方言間の時間的差異による言語差は皆無である。しかし、東歌といへども同時代または同時期の作である

ので、時間的差異によつて生ずる各方言の言語差といふものは、ごく僅少といふべく、参照、比較する価値はあると思はれる。

かくて、例へば、中央語のカナ(悲)シキ(甲)が武藏四四一三では中央語と同じくマカナシキ、常陸四三六九、上野三四二一ではカナシケ(甲)である。上野の例は東歌ではあるが、この場合、その資料的価値は防人歌の例にさほど劣るとは思へない。なほ、東歌の国名未詳の歌、三五一七、三五三三、三五四八、三五五一、三五六三、三五七六に、カナシケが各一例ある。また、中央語のクヤ(悔)シキは、駿河四三三七では中央語と同じく、下野四三七六ではクヤシケ(乙)である。このやうに形容詞の連体形きがけまたはケとなつてゐる例は、前記の例の他に下総四三九四(ナガケ)、下野四三八二(アシケ)、武藏四四一四(ウツクシケ)、武藏四四一九(ヨケ)、東歌国名未詳三五五七(ナヤマシケ)等である。一方、中央語と同じくきとなつてゐるものは、前記の例の他に遠江四三二一(カシこき)、常陸四三七一(カグハシキ)。東歌では、駿河三三五六(ナガキ)、武藏三三七三(カナシキ)、常陸三三九六(シゲキ)があるが、防人歌の表記態度と東歌の表記態度とは異なつたものがあり、東歌は、表記者が中央語の音韻意識の鑄型に東國の言語音をはめ込んで表記した場合が多いと考へられる。この事を考慮に入れると、東歌において形容詞の連体形が中央語に同じ事例は、前記の如く、きがけとなつてゐる相当数の例が東歌に見出されるので、決して無価値といふわけではなく、一応考慮される価値があるが、東歌の上野三四二一のカナシケの場合ほど、積極的価値を持ち得ない事となる。

形容詞の連体形き(甲)がけ(甲)またはケ(乙)となる例は、防人歌・東歌を通じていづれも坂東に属する武藏・下

総・常陸・下野・上野で、坂の西の駿遠両国には見えない。ここにも同じ東国でも坂の西と東では、東国方言にかなり著しい相異がある一般的傾向が現れてゐる。ところで、武藏・常陸・下野では中央語のきと方言のけまたはケの音とが共存してゐる。この現象は、一國內における地理的相異または土地や当時の社会組織に根ざした生活共同体間の相異が齎らしたものか、單なる個人差に基づくものであるかは、ここでは触れない事とする。ともあれ、坂東では形容詞の連体形の中央語形と方言形とは、事例の数においてほぼ伯仲の状態を呈して、いづれかへの統一の氣運は動いてゐる。

一六

中央語のイへ（家、へは甲類）は、武藏四四一六、四四二三、国名未詳四四二七ではイハ、武藏四四一九、上野四四〇六ではイハ（ロ）、下野四三七五ではイハ（びト）とあつて、eがaとなつてゐるが、一方、常陸四三六四、武藏四四一五、下総四三八八は中央語と同じくイへとあり、上総四三四七はイ戸（乙）、上総四三三三はイ戸（カゼ）・イ戸（ゴト）とある。上野はイハ、下野はイハびト各一例ではあるがイへまたはイ戸の例が無いから、一応イハが行はれてゐたと見る事も可能であらう。下総・常陸は中央語と同じくイへ、上総では中央語のeがもとなるのは、上総の著しい方言的現象であるから（文学研究第三十八輯、一七六頁の表参照）、イへがイ戸となつてゐるものと見られる。なほ、当時の中央語のeに対応するところに、防人歌・東歌ではしばしばaが現れてゐて、上記の国以外に、国名の明らかなものに常陸の東歌三三五一（ホセル↓ホサル、フレル↓フラル）に二例、下総の防人歌四三八八（垢着きニ

けりニカリ）に一例がある。坂東諸国では、現象に強弱の差異はあつても、相模を除いては全般的に行はれてゐた方言的現象が、坂東以外の東国である信濃・遠江・駿河及び駿河に隣接する相模に現れてゐない事は、前述の形容詞の連体形がけ・ヶとなる国々と合致してゐて、注意を引く。

更に注意を引く事は、武藏においてイハとイへとが共存してゐる状態である。イハの三例は、それぞれ荏原・橘樹・埼玉の三郡の防人歌で、イハの一例は、イハと表記されてゐる四四一五の歌の作者荏原郡物部武徳の妻棕椅部刀自売の歌に見えてゐる。武藏はイへとイハとの交錯地帯であり、それにしてもイへよりイハの方が有勢であつたらしい事は、イハの例が多い事や、イハの例しか見られない上野・下野との地理的關係、及び宝龜二年以前までは両国と共に東山道に編入されてゐた事から想定される。それはともかく、物部武徳夫妻におけるイへとイハとの相異は、武藏一国内における方处的相異に歸し得ないものがある。武藏には四四三一にイキツ（息衝）クシカバ（中央語イキツクシケバ）などがあるが、一方、東歌ではあるが三七七六にこヒシケバの如く中央語と同形の例もある。したがつて、夫がイへと発音し、妻がイハと発音した原因として、無活用語や活用語の活用形のあるものにおいては、中央語のeとそれに対応する方言形のaとの二つの形が共存してゐたとも假定されるし、e・aとは相互に他に移行し易い不安定な性質の音であつたとの仮設も成立つが、夫はイへと発音する言語集團のなかで成人し、妻はイハと発音する言語集團のなかで成人した結果とも考へられる。このやうに夫と妻との発音が、同一の活用語の同じ語尾において異なつてゐる例がやはり武藏に見えてゐる。埼玉郡の藤原部等母鷹の歌（四四二三）には、佐夜爾美毛可母（さやに見もかも）とあつて、中央語の未來の助動詞むのuが。となつてゐるのに対し、妻の物部刀自売の歌（四四二四）には、麻佐夜可

爾美無（まさやかに見む）とあつて、中央語と同じである。防人歌・東歌を通じ、未来の助動詞むだけが用ひられてもの例が見えないのは、遠江・駿河・下総の三国であつて、防人歌のみに限れば、逆にもだけが用ひられてゐるのは、上野・下野であつて、信濃は両者の例を缺いてゐるので何ともいへない。しかし東歌・防人歌を合せても、上野はむは一例であるのに対し、もは四例を数へる。武藏・相模・上総では両者の勢力にはさほど優劣がなかつたやうである。常陸ではむの方が優勢であつたらしい。東歌にだけ見えてゐる陸奥には両者各一例がある。中央語のeとそれに対応するところに現れるa、イへとイハとの分布状態にほぼ一致してゐる。

ところで、武藏国荏原郡の防人夫妻におけるイへとイハ、埼玉郡の防人夫妻におけるモとムと相異する現象に対する解釈も、次のやうな現象に接すると、更に新な視野が展開される。上総国長柄郡の防人、若麻績部羊の歌、

筑紫へに倣牟加流船の何時しかも仕へ奉りて本郷に閉牟可毛（四三五九）

倣牟加流は、へ（舳）向かる（中央語、戸向ケル）、閉牟可毛は、戸（舳）向かも（中央語、戸向カム）であり、中央語の舳は乙類の戸である。しかるに、倣は甲類、閉は乙類であつて、諸伝本中、倣が元暦本・類聚古集に倣とあるだけで、文字の異同はない。同一人が同語を二様に発言してゐたと見なくてはならない。表記者であるそれぞれの国の防人部領使たちが、甲乙両類の仮字を書き分け得る能力の持主であつた事は、すでに述べておいた。偶然の誤記といふ事も起り得ない事ではないが、なほ相模国の防人、丹比部国人の歌（四三二九）にも、一首の歌のなかに同じやうな事が現れてゐる。

八十国は難波に集ひ船かざり我が世武日ろを美毛人もがも

世武は為^せむで、むは未来助動詞であり、美毛は見もで、未来助動詞むの方言形である。セムがセモとなつてゐる例が、上野三四一八、陸奥三四二六(元暦・類聚古集・西本願寺・神田・溫古堂・大矢・京大等の諸本には勢牟が勢毛となつてゐる)に見えるから、美毛と發音してゐる作者は、セムをセモと發音する場合もあつた事と思はれる。常陸国の防人、若舍人部広足の歌、四三六三と四三六四の歌にも同じ現象が見られる。四三六三には、伊母(妹)とある。四三六四の歌、

佐伎牟理に發たむさわぎに家の伊毛が業るべき事を言はず来ぬかも(四三六四)

にも、伊毛とあるが、毛は、元暦本・類聚古集・西本願寺本・神田本・溫古堂本・大矢本・京大本等には牟となつてゐる。この歌の初句に佐伎牟理とある事を考へると、牟を採るべきであらう。だとすると、同人が妹をイモともイムとも發音してゐた事になる。この仮定が誤にしても、四三六四には、サきモリ(防人)がサきムリとあるのに対して、イモとあるので、同一人が○をuとも發音する場合があつた事だけは確かである。しかし、相模の防人、丹比部国人が、わづか三十一音の歌において、未来助動詞むをもとも發音してゐる事を考慮すると、四三六四の伊毛は、元暦本ほか六つの伝本に牟とある方が、原形であらう。

いづれにしても、このやうな現象は、言語主体者がよし○と發音し、uと發音してゐるつもりでゐても、發音された音声の上では○とuとが混同されてゐた事に基づくものと思はれる。このやうな○とuとの状態が東国における全般的現象であつた事は、本誌第三十八輯の○↓u、u↓○の事例(一六七—一九頁、一七七頁)に徴されるのである。中央語の○がuになつてゐる事例が、坂東以西の遠江・駿河・信濃の東国、殊に遠江に著しいが、坂東諸国において

は、防人歌に限れば下総・常陸と疑問の例一個を有する武藏の三国に見られ、東歌を入れても、常陸に一例、相模に疑問の二例が見られるのであるが、上野・下野・上総にはその例が無い。これに対し、uがoとなるのは、坂東諸国では全面的現象であるのに対し、遠江・駿河・信濃の三国では、防人歌・東歌を通じて、遠江四三二四にト戸タホみ（遠ツ淡海）のあまりはかばかしくない一例があるだけである。それ故、坂東諸国と坂東の西にある遠江・駿河・信濃とを比較すると、概して前者のuがoに移行し易い傾向があつたのに対し、後者のoはuに移行し易い傾向を有してゐたといへる。

eがoになる傾向は、上総において顯著であり、この現象もu↓o、o↓uの現象の場合と同じく、言語主体者の音韻意識と實際発音された音声との食違ひが、eとoとの混同となつて現れたと、一応假定されるのであるが、また別の假定が成立する。東国方言においては、音声的差異があつても、音韻的対立が意識されてゐなかつたか、或いは次第に消失しかけてゐた事が、現象の契機となつたといふ假定である。また、音声的差異の消失と音韻的対立の消失とが互ひに他の現象をひき起す契機となつて、音韻的対立または音声的差異の消失を招いたのか。或いはまた両者が同時的に互ひに他の現象の進行を刺激して、音声的にも音韻的にもe・oの区別が消失して行つたものか。このやうな假定のうちから一つを選ぶ事は困難であるが、そのいづれにしても、oとuの場合は音韻的対立があつたのに対し、eとoとの場合は、音韻的対立の衰弱・消失がe・o混同の契機の直接の原因となつたものと思はれる。

第三十八輯のe↓o、o↓eの事例（一六一—一六二頁、一七六頁）によれば、この種の音韻現象は、遠江・駿河・信濃に比して、概して坂東の諸国に著しく、坂東諸国においては、遠江・駿河・信濃におけるほど、eとoとの区別

が個人の音韻意識にのぼつてゐない状態にあつたもののやうである。

e が a となる現象は、相模を除いた坂東諸国に限られ、駿遠両国及び信濃と駿河に東隣する坂東の相模には現れてゐない。さうして、国名不明の防人歌、

小竹が葉のさやぐ霜夜に七重加流衣に麻世流子ろが膚はも（四四三一）

の加流（中央語、け（著）ル）では e が a となり、麻世流（中央語、マサ（優）ル）では a が e となつてゐる。この現象に対する一応の表面的解釈は、e と a とが互ひに他に移行し易い性質の音であつたといふ事になる。しかし、u と o、e と i の場合が、同一人の同一語において二様の音声形式が現れてゐるのに対し、四四三一の歌の場合は、同一人ではあつても、同一語ではないのである。e と a との音韻的対立があつて、しかも音声的差異の上に混同が生ずる場合があつたのか。それも偶然的、一般的なものであるか、或いは特定の語や特定の語形の場合に生じ易い語彙的現象であつたのか。或いは音韻的対立の消失による現象なのか。それとも e と a との音声的性質が類似してゐたために生じた混同であるのか。類似音により生じた混同にしても、音韻的には区別されてゐたのか、音韻的にも音声的にも全く混同されてゐたものであるか。このやうなさまざまな仮定が予想される。

ところで、東国における e と a との交替現象の分布の状態を考察すると、相模を除く坂東諸国では、a が e となる例より e が a となる例が圧倒的に多い。これに対し、a が e となる確かな例は、国名明らかなものでは遠江の防人歌四三二一の加曳（カエ、萱）だけであり、相模の東歌三四三二の可豆佐禰母のねもが、助詞ナムの方音としても僅かに二例に過ぎない。また、遠江・駿河・信濃と駿河の隣国相模、相模に北隣する武蔵には、e ↓ a の現象が現れてゐ

ないのに対し、 $a \downarrow e$ の現象が少ないながら、遠江・相模[?]に見られるのである。この事は、東国のうちでも、遠江・駿河・信濃と相模を除く坂東諸国との間に、これまで見て来たやうに、方言的相異が存在してゐる事を一層明らかにする。それはともあれ、 a が e となる現象が例外的といへるほど少ない事は、 $e \cdot \ddot{o}$ の場合とは異なり、両音間に音韻的対立が存してゐた事を裏書きする。さうして、 e が a となる例は、無活用語では体言にイヘ(家)、方向を示す助詞へのみで、後者の例はただ一例であり、しかもへの音に限られてゐる事は、甲乙兩類のケ・ヘ・メのうち、ケ・ヘ両音における $e \cdot \ddot{o}$ の混同の現象が著しく現れてゐるのみならず、甲乙兩類のケ・ヘにおいては、 $e \cdot \ddot{o}$ 以外の母音との混同も現れてゐる事、及び ϕ (甲)の e が a となる次のやうな現象と対照して、注意すべきものである。そのほか、古代形容詞の未然形・已然形の ϕ (甲)の e が a となる場合が相当多く、助動詞「リ」が付く場合の動詞の活用語尾の母音 e と助動詞「けり」の例が一例あるだけである。即ち、特定の語と活用語の特定の活用形に限つて、 $e \downarrow a$ の現象が現れてゐるのであるから、 e が a に近い音であるために生じた現象とは考へられない。特定の語または特定の活用語の特定の活用形に限つて生じてゐる音声現象であつて、言語主体者が e と発音してゐるつもりで a と発音してゐたのか、音韻的意識と実際の発音とが合致してゐたものであるかを、決定する事は困難である。

一七

以上述べた事を要約していへば、防人歌・東歌における方言的音韻現象と普通に見られてゐるものうち、 $e \downarrow a$ 、 $e \downarrow \ddot{o}$ 、 $\ddot{o} \downarrow e$ 、 $u \downarrow o$ 、 $o \downarrow u$ の現象について、その現象の契機となる音声的、音韻的條件は、それぞれ相異する

ものがあるといふ事である。 $e \uparrow \downarrow a$ の現象は、地方的に $e \cdot a$ の音韻的対立の衰退、消失または e が a に近い音である事に基づくものではなく、特定の音声的、語法的條件の場合に現れた音声現象である。これに対し、 $u \uparrow \downarrow o$ の現象には、たとへ音韻的対立が存在してゐたと仮定しても、実際に発音された音声の上には、 u と o との混同が生じてゐた事の現れである。 $e \uparrow \downarrow a$ の現象は、両者の音韻的対立が存在してゐなかつた事、或いは音韻的対立の衰退、消失による両音の混同である。

$e \uparrow \downarrow a$ の現象は、特殊仮字遣時代の中央語における母音交替の現象ではない。当時の母音交替では乙類の a が甲類の a になるのであつて、 e が a にはならない(有坂秀世博士「国語にあらはれる一種の母音交替について」参照)。中央の言語とは全く無関係な現象である。 $a \downarrow e$ の現象が遠江の防人歌、相模の東歌に各一例、国名未詳の防人歌・東歌を通じて三例であるのに対し、 $e \downarrow a$ の現象は $a \downarrow e$ に比して圧倒的に多く、相模を除く坂東諸国の全般的現象である。中央の言語と全く無関係な音韻現象が相模を除く坂東諸国に現れてゐる事が、地理的條件によるか、この地方の音韻的特質によるかは、注意すべき問題であらう。 u が o となる現象は、 o が u となる現象のほぼ三倍である。 $o \downarrow u$ の分布状態は、駿遠両国及び信濃の坂東以西の東国、殊に遠江に著しい現象であり、坂東諸国では確実な例が下総・常陸に見られるほか、確実性を缺く例が武蔵・相模に見出される。 $u \downarrow o$ の現象は、坂東諸国では全般的に現れてゐるが、相模・武蔵・下総・常陸等においては、両現象が共存してゐるので、前述したやうに $u \cdot o$ の音声上の混同に基づく現象であり、 $e \uparrow \downarrow a$ の現象における e と a との関係とは異なるものといふ仮定に更に確実性を与へる。 $e \downarrow a$ の現象は、下総に現れてゐないだけで、他の坂東諸国の全般的現象であり、 $e \downarrow e$ の方は、防人歌だけでは、

坂東以西の三国では遠江に一例、坂東では上総・下野各一例、下総・常陸各二例が見られ、両現象が共存してゐるのは、常陸・下野・上総であるが、上総は $e \rightarrow \bar{o}$ の現象がきは立つて著しい。この両現象の分布状態に關して注意される事は、東歌において甲乙兩類の母音の相異が、どの程度の正確を以つて表記されてゐるかといふ事である。さうして、坂東の常陸・下野・上総の三国に両現象が共存し、ケ・ヘ・メにおいて、メが $\bar{o} \rightarrow e$ となる事例を缺くほか、 $e \rightarrow \bar{o}$ 、 $\bar{o} \rightarrow e$ のどの現象も現れてゐるといふ事は、前述したやうに両音の音韻的対立の缺除に基づく音声上の混同であるといふ假定が、一層確實性を増すのである。

$e \rightarrow \bar{o}$ の音声上の混同現象は、両音の音韻的対立の缺除が直接の動因となつてゐるにしても、その缺除の原因・過程といつたものについては、いくつかの假定が予想される。

東国においては、 $e \cdot \bar{o}$ の音声的混同が中央に比して早くから現れ、両音が統一の方向を辿つたとも考へられる。この場合、両音のいづれへ統一の方向が動いたのであるか。その方向にも同じ東国といつても、地方的に相異があつたかも知れないし、 $e \rightarrow \bar{o}$ それぞれの現象の地理的分布状態や事例の数（第三十八輯、一七六頁参照）を考察すると、相互に牽引し制肘し合つて統一されて行つたものとの假定も成立つ。しかし、 $e \cdot \bar{o}$ の混同は、当時の東国方言に同時的に發生してゐる i と $\bar{i}$ 、 o と $\bar{o}$ の甲乙兩類の母音における混同の現象と相關的に考察する事が、当然必要となつてくる。

中央語の $i \rightarrow \bar{i}$ となる事例は、東歌には $i \rightarrow \bar{i}$ の例がなく、国名未詳に $i \rightarrow \bar{i}$ の一例があるだけなので、防人歌に限れば、 $i \rightarrow \bar{i}$ の事例は、上野四四〇四ヒモ（紐）、上総四三四八タビ（旅）、上総四三四九キ（来）ニシヲ、上総四

三四七イハ(斎)ヒテの四例で、これらの語は防人歌・東歌にすべて見えてをり、それはいづれも甲類の仮字で表記されてゐるし、四例のうち三例までは上総に現れてをり、eがëになる現象も上総に著しい現象であつた事と対照すると、東国でも極限された特殊の現象であつたのである。これに対し、iがiとなる現象は、駿遠、相武の相接した四国を除いた東国に現れてゐるが、カミ(神)がかみ、こヒ(恋)がこひとなる例を除けば、ヤナギ(柳)が下総四三八ヤナギ、ノミ(助詞)が上総四三五ノミとなる例が各一つあるだけで、語彙的に偏した現象といひ得る。しかも、ノミの例は、五卷、八六八にも見えてゐる。カミの例は、下総・下野各二例、上総・常陸・信濃各一例で、中央語と同じくカミとなつてゐる例は、国名未詳四四二六に一例だけであり、こひの方は、下総・常陸各二例、上野一例で、中央語と同じくこヒとなつてゐる例は、上総四三四七に一例だけである。上総と上野にはi↓i、i↓iの現象が共存し、殊に上総は事例の数も多いところから考へると、甲乙兩類の混同が甚しかつたことがいへる。以上の事から、i↑↓iの二つの現象は、共に極度に語彙的に偏してゐるが、i↓iの現象は同語について見ても例外的であるのに対し、i↓iの現象は同語においては一般的傾向が見られるのである。さうして、混同の事例数から見ても、i↓iの例は、i↓iの例の三分の一に過ぎないので、iがiに統一される傾向にあつたといふ假定も、あながち否定できないであらう。

○↑↓○の二つの現象は、例を防人歌に限れば、○↓○の方は常陸・下野・信濃・国名未詳に各一例、○↓○の方は武藏・下野に各一例であつて、i↑↓i、e↓ëに比して、混同の例が少ない。これは、古代日本語の母音調和の場合、語の構成要素の同一結合単位において、○と○との共存が許されない現象からいつても、スそ(裾)が信濃四四

○一にスソと乙類になつてゐるのや、東歌を参照すると、コソ（助詞）が常陸三三九四にこそとなつてゐるのは、珍しい例である。

一八

東国方言の甲乙兩類の母音の混同は、 $e \uparrow \downarrow \ddot{o}$ が最も甚しく、地方的にも全般的傾向を帯びてゐる。次に $i \uparrow \downarrow i$ の現象が甚しいが、語彙的に限られた傾向が見える。殊に $i \downarrow i$ の方は地方的にも偏し、中央語と同じ音になつてゐる例が圧倒的に多い。 $o \downarrow \ddot{o}$ の現象は最も少ない現象である。 e と $\ddot{o}$ との混同は中央語においても相当現れてゐるが、万葉集の中央語の歌数と東国語の歌数との比率から見れば、東国語に比すると比較にならないほど少ない。 $i \downarrow i$ の混同は中央語にはほとんど現れてゐないといつてよい程度のものである。

$o \uparrow \downarrow \ddot{o}$ の混同の事例数は、防人歌だけでは、両現象を合せて八例であるが、東歌の方に疑問の二例を合せて七例あるが、防人歌・東歌以外の万葉集には、東国語に匹敵する混同の事例が見られる。しかし、歌の数からいへば、東国の歌数は、東国の歌以外の万葉歌の十分の一にも達しないから、混同の比率においては、東国の歌の方が断然多いといはなくてはならない。したがつて、甲乙兩類の母音の混同は、 $i \uparrow \downarrow i$ 、 $e \uparrow \downarrow \ddot{o}$ 、 $o \uparrow \downarrow \ddot{o}$ のいづれにせよ、中央語よりも圧倒的に東国語に多い現象である事は、認めなくてはならない事実である。まことに甲乙兩類の母音の混同の現象は、東国方言の重要な、そして顯著な方言的現象であつたのである。

このやうな現象が、中央語より語彙の上でも語法の上でも古形をより多くとめてゐる東国方言に、どうして中央

語に先んじて起つたのであらうか。古い語彙や語法と共に古言が、都会や文化の交流の激しい地方に比して、文化の交流の少ない地方や辺土に残存するのが普通である。当時の日本において、文化の交流や異民族の往来が激しく、帰化し定住してゐる異民族と共に語族を異にした言語の影響が著しかつた大和地方の中央語に先んじて、中央語よりもより多くの古い語彙や語法を残存しながら、何故音韻の上に限って混同が起つたのであらう。殊に奈良朝の中期頃までは成立してゐたと推定される出雲・播磨・肥前の各風土記には、仮字書の事例は多いとはいへないが、それでも甲乙兩類の仮字の混同がほとんど見られない事——文字の異同があつて、多少相異するものもあるが——によつて、これらの出雲・播磨・肥前の各地方では、音声言語の上に甲乙兩類の母音の混同がまだ生じてゐなかつたと仮定する事ができれば、どういふ理由で、東國地方のみに混同が現れたのであらうか。さうして、出雲・播磨・肥前の風土記とほぼ同時代に成つたと推定される東國の常陸風土記にだけ、甲乙兩類の仮字の混同が相当現れてゐるのは、何を意味するのであらうか。それは、地方といつても、出雲・播磨・肥前のそれぞれの地方では、甲乙兩類の母音の混同がまだ生じてゐないのに対し、東國である常陸の国では混同の現象が存在してゐた事実を反映してゐるものと、仮定する事が可能であらう。（このやうな仮定の成立には、常陸・出雲・播磨・肥前の各風土記の成立過程及び各風土記の漢字による仮字書の部分における甲乙兩類の事例や文字の異同について述べるべきであるが、それは今後の機会を待つ事とする。）

だとすると、中央の大和地方から遠く距つた辺土の東國において、もともと甲乙兩類の母音が存在してゐたのが、中央との交通が稀であつたために、それ自身の音韻組織のうちに、幾世紀かの時間的経過によつて、甲乙兩類の混同

が、中央語に先んじて現れたと仮定してよいものだらうか。そのやうな假定も一応成立するであらうが、出雲・播磨・肥前の如く中央から距つた地方に東国と同じ現象が生じてゐない事實を重視すれば、東国地方における文化史的、社会史的諸問題、殊に東国地方における先住種族の問題との相關的關係において、甲乙兩類の母音の混同をはじめとして、防人歌・東歌に現れてゐるあらゆる方言的現象を改めて考察する事が必要となつて来るであらう。この問題については他日に譲る事として、ひとまづこの稿を終へる事とする。

(この稿の第四十輯の部分は、人文科学研究費による研究の一部である事を附記しておく。)

文學研究第三十八輯、拙稿の重訂正

一八二頁の表の説明

一、表の横段、各国の上段は甲乙兩類の仮字の相異 i と i 、 e と e 、 o と o とを区別した場合の一致事項数であり、下段は甲乙兩類の相異を区別しない事によつて生ずる一致事項数である。例へば、常陸に $i \downarrow e$ 、 $i \downarrow e$ があり、遠江に $i \downarrow e$ がある場合、 $i \downarrow e$ のみを一に数へる。

一、下段は、甲乙兩類を区別しない場合の一致事項数である。例へば、前記の常陸と遠江の例において、常陸の $i \downarrow e$ と遠江の $i \downarrow e$ とをの一の一致事項として数へる。

一、音の脱落及び子音變化の事項は算入しない。例へば o 音の脱落現象は、武藏・上総・常陸に見え、 $t \downarrow j$ の子音變化の事項は、武藏・下総・常陸・下野に現れてゐるが、一致事項として算入してゐない。

一、卷十四の東歌の例は算入してゐない。

一七六・七頁の表

下 総	i ↓ i	1	誤
常 陸	i ↓ e	0	
下 野	i ↓ e	3(1)	
遠 江	e ↓ ö	1	
国名未詳	o ↓ a	0	
国名未詳	ö ↓ a	0	
駿 河	i ↓ 脱落	0	
駿 河	i ↓ 脱落	1	
駿 河	シ 脱落	0	

一九二頁六・七行

「方言的要素は頗る薄く、遠江、信濃には全く現はれてゐない。これは両国の歌数が少ないためばかりでなく、両国に古語的、方言的要素」を、「方言的要素は頗る薄く、信濃は古語のオモ・オモチを除いては全く現はれてゐない。これは両国の歌数が比較的少ないためばかりではなく、両国には語彙及び語法上、古語的、方言的要素」に改める。

一六八頁の一行

卷十四、「常陸三三五」の下に「国名未詳三三三」（ニヌグモ、布賀？）を入れる。

誤

正

一六四頁三行

武藏四四三

四四二

一六四頁三行

詞二・クリ

詞ニ・クリ

一六五頁九行

(恋フシ)

(恋ホシ)

一六五頁一八行

「こひラシ」が「こひラシ」

「こフラシ」が「こひラシ」

一八〇頁三行

共通するものが十一に達して

共通するものが十に達して